平成２２年（フ）第８６９号
京都市山科区西野山射庭ノ上町34番地１ふもと第２ビル302号
債務者　深尾のぶ子こと　深尾　ノブ
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８９３号
京都市山科区厨子奥若林町42番地　吉兆荘26号
債務者　南條　利幸
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９０１号
京都市南区久世中久世町２丁目92番地　くるみ荘３号、申立て前の住所京都市伏見区久我西出町11番地249
債務者　白波瀬清隆
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９２１号
京都市東山区三条通東大路西入１丁目下る長光町652番地　市営住宅12棟206
債務者　木村　榮枝
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３２号
京都市東山区今熊野椥ノ森町３番地
債務者　奥村　聖子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３４号
大津市横木２丁目27番１号、申立時の住所京都市右京区嵯峨天龍寺広道町１番地４
債務者　志賀千早子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９８４号
京都市伏見区横大路朱雀９番地　伏水ハイツ607
債務者　河野富美子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９８７号
京都市上京区新町通丸太町上る春帯町349番地１　永楽アパルシオン２階208号
債務者　寺田　知左（旧姓紺田）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９８８号
京都市伏見区桃山町大島96番地　パデシオン桃山南112号
債務者　堀江　優子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９９５号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字谷村17番地の14
債務者　東　　和洋
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３０号
京都市伏見区納所町212番地
債務者　髙木　優子（旧姓小宮山）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４６号
京都市西京区大枝東新林町１丁目１番地　15棟403号
債務者　泉上　和市
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６１号
京都市北区西賀茂水垣町74番地　ハイツ水垣103号室
債務者　田中　知子（旧姓熊澤）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地15―510
債務者　撰田美代子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９５号
広島県竹原市下野町3419番地４
債務者　淺野　賀世
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１１４号
広島県呉市広古新開１丁目１番24号
債務者　上川　翔一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１１５号
広島県呉市広古新開１丁目１番24号
債務者　上川　　忍
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所呉支部